

2020年度 同志社大学大学院 司法研究科

後期日程入学試験問題 法律科目試験 (刑事訴訟法)

次の(設例)を読んで、問(1)、問(2)に答えなさい。

(設例)

1. 司法警察員Kは、被疑者Xについて、令状裁判官から、路上でVにサバイバル・ナイフを突きつけて脅迫してVから現金5万円を奪った旨の強盗の被疑事実により逮捕状の発付を受けた。

Kは、Xを逮捕するため、令和元年8月20日、部下警察官とともに、京都市上京区内のXの自宅に赴いた。しかし、Xは、外出して不在であり、Xの大学生の娘Aが在宅していた。Kは、Aから、Xはほどなく帰宅する予定である旨聞いたことから、Kらは、Aに逮捕状を示した上、Xの逮捕に先立って、Xの自宅を捜索したところ、Xの寝室において、サバイバル・ナイフを発見し、これを差し押さえた。Xは、捜索を開始してから20分を経た捜索終了間際に、帰宅したので、Kは、Xに逮捕状を呈示して、Xを逮捕した。

2. Xは、逮捕後、言動に不審な点があり、Kの求めに応じて、同日、尿を任意提出した。この尿を鑑定したところ、覚せい剤が検出されたので、Kが、Xを上記強盗事件のほか覚せい剤の使用についても取り調べたところ、Xは、強盗事件について自白するとともに、最後に覚せい剤を使ったのは、2日前の夜、奈良市内の自己の経営するスナックαにおいて、知人の通称Bに、自分の右腕に注射してもらった旨自白した。そこで、検察官は、上記強盗のほか、覚せい剤取締法違反(自己使用)についても、公訴を提起した。

覚せい剤取締法違反被告事件の訴因は、「被告人は、Bこと氏名不詳者と共に謀の上、令和元年8月18日午後10時ころ、奈良市内のスナックαにおいて、同人に覚せい剤若干量を自己の右腕部に注射してもらって使用した」というものであった。

ところが、公判において、Xは、捜査段階の供述を翻し、自分で注射できないことを装い刑の減輕を狙って、実在しないBの名を出したが、実際には、スナックに行く前の午後4時ころ、自宅において自分で覚せい剤を注射したものである旨陳述したため、検察官は、Xの捜査段階の供述は虚偽であり、公判での供述が信用できると考えて、裁判所に対して、上記訴因を、「被告人は、令和元年8月18日午後4時ころ、京都市上京区内の自宅において、覚せい剤若干量を自己の右腕部に注射して使用した」との訴因に変更請求した。

問(1)(配点:25点)

事実1において、Kらの行った捜索は適法か。

問(2)(配点:25点)

事実2において、裁判所は、訴因変更請求を許すべきか。